

提 案 書 の 募 集 に つ い て

次の業務について、プロポーザル方式により契約の相手方を決定いたしますので提案書を募集いたします。

業務の内容	令和8年度神奈川県脳卒中・心臓病等総合支援センター事業業務委託
業務の仕様等	別紙仕様書のとおり
契約期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
業務実施要件	(1) 神奈川県内に所在する医療機関の開設者であること。 (2) 脳卒中（脳血管疾患：脳梗塞、脳出血、くも膜下出血等）および心臓病（心血管疾患：急性心筋梗塞、大動脈解離、慢性心不全等）の急性期も含む入院診療を提供している者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (4) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
提案していただく内容	企画提案書作成要領による
審査会開催予定日	令和8年3月中旬
その他	

* 上記の業務について提案書の提出を希望される場合には、令和8年2月20日（金）17時15分（必着）までに参加意思表明書を提出するとともに、令和8年3月6日（金）17時15分（必着）までに次の担当所属あて提案書の提出をしてください。選定結果については、令和8年3月19日（木）（予定）までに通知いたします。

なお、上記の内容に違反する、また要件を満たすことが確認できなかった場合には、提案書は無効となります。

* 本プロポーザルの結果、選定された事業者と契約を締結する際に取り交わす契約書には、次の内容の条文を設けます。

- (1) 業者調査への協力
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）に基づく契約解除等
 - ・ 契約条件の詳細は神奈川県ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/cnt/f100447/>) を参照してください。

* 本件業務の契約書には、契約書の作成が契約期間の開始日より後の日になった場合にあらかじめ備えるため、契約の効力は契約期間の開始日から生じることを約定する旨の、次の条文を設けています。
(契約の効力の遡及)

【①（電子契約の場合）又は②（書面による契約の場合）のいずれかを選択する。】

① 第29条 この契約書への発注者と受注者の合意したことを証する電磁的措置を執った日が第1条第3号に定める契約期間の開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約期間の開始日から生ずるものとする。

② 第29条 この契約書への発注者と受注者の記名押印日が第1条第3号に定める契約期間の開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約期間の開始日から生ずるものとする。

* 当該契約の相手方決定の効果は、令和8年度当初予算に係る議会の議決がなされ、令和8年4月1日の令和8年度予算発効時において効果を生ずるものとします。

(担当所属名) 健康医療局保健医療部 がん・疾病対策課	(問合せ先) がん・循環器対策グループ 山田・加藤 Tel 045-210-4780
-----------------------------------	--